

## りっとうしじどうはつたつしえん 栗東市児童発達支援センターの

### ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援とは…

しなないざいじゆう ほいくしょなど しせつ かま ようじ  
市内在住でかつ保育所等の施設に通う幼児の  
ち、集団生活の適応のため、園での専門的支援が  
必要な幼児（ただし、栗東市児童発達支援事業が利用  
できない方に限る）と園の保育者に対し、訪問支援員  
が直接園に訪問して支援を行います。園での集団に  
適応し、生活しやすくなるよう、一緒に考えていきま  
す。

### たいしやう 対象となる方は…

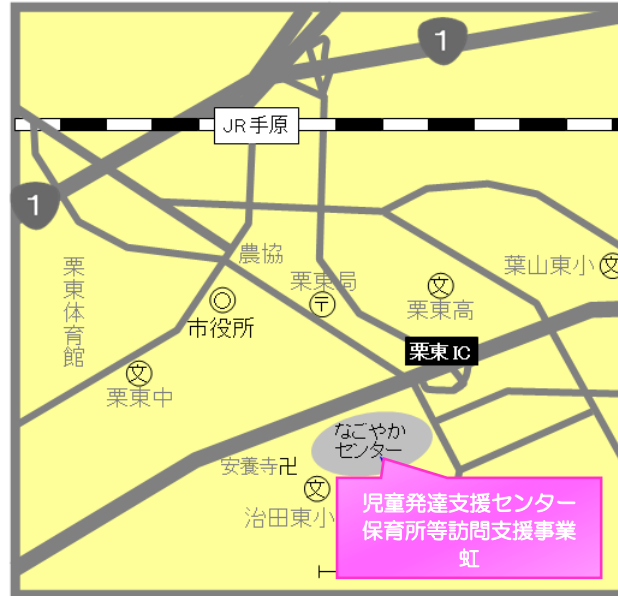
ふくし サービスを利用できる（通所受給者証の交付  
を受けている）また当センター利用受理審査会議で  
支援が必要と認められた方が対象です。

### りやうしや 利用者は…

ほいくしょうほうもんしえん りやう ようじ ほごしや ほごもん  
保育所等訪問支援を利用する幼児の保護者は、訪問  
支援決定後、市障がい福祉課に受給者証を申請し、  
受給者証発行後に当センターと利用契約書により契約  
する必要があります。個別の訪問支援計画作成後、当セ  
ンター・園・保護者の3者で合意した内容の支援を行  
います。（期間や回数も決定します。）

## もうこ く申し込み

## とあさき 問い合わせ先



〒520-3015

しがけんりっとうしあんやうじ  
滋賀県栗東市安養寺190

りっとうしそうごうふくしほけん  
栗東市総合福祉保健(なごやか)センター内

じどうはつたつしえん  
児童発達支援センター保育所等訪問支援事業 虹

でんわ  
電話：077-554-6114 たんぼほ教室（内）

FAX：077-554-6153

Email：[hattatsu@city.ritto.lg.jp](mailto:hattatsu@city.ritto.lg.jp)

## りっとうしじどうはつたつしえん 栗東市児童発達支援センター

## ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援

## あんない ご案内

ふくし サービスをご利用いただいている方にとって、必要なサ  
ービスをより安心して利用することができるように、児童発達  
支援センター化に伴い、新たに「保育所等訪問支援」サービスが  
開始されました。

それに伴い「栗東市保育所等訪問支援事業 虹」を設置し、  
支援サービスを実施しています。



## こ たいしょう このような子どもが対象です

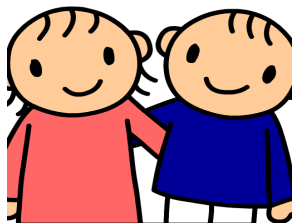
りつとうしざいじゆう ほいくしょなど しせつ かよ しえん ひつよう  
栗東市在住で、保育所等の施設に通う支援を必要とする  
ようじ つぎ こ たいしょう  
幼児で、次のような子どもが対象です。

しゅうだんせいいかつ てきおう えん せんもんてき しえん とく  
○ 集団生活の適応のため、園での専門的な支援が特に  
ひつよう ようじ  
必要な幼児

じどうはつたつしえん きょうしつ りょういく じじょう りょう  
○ 児童発達支援(たんぽぽ教室)での療育が事情で利用  
できない幼児

たと えば・・・

- ・ 運動面の育ちがゆっくりな子ども
- ・ ことばの育ちがゆっくりな子ども
- ・ 落ち着きがなくよく動く子ども
- ・ 人との遊びが苦手な子ども



※訪問支援の実施については、

ほごしゃ めんだん えんほうもん  
保護者との面談や、園訪問での  
さんかん かんけいきかん じょうほう  
参観、また関係機関からの情報

ていきょう もと とう りょうじゅりしんさかいぎ けつてい  
提供に基づき、当センターの利用受理審査会議で決定し

ます。それにもない保護者・園・当センターでお子様の

すがた きょうゆう しえん おこな さくせい じょうほう しりょう  
姿を共有し支援を行うため、作成した情報や資料を  
きょうゆう  
共有させていただきます。

## ほうもんしえん 訪問支援について

つき かい つぎ かいていど えん しえん う  
○ 月1回～月2回程度、園で支援を受けることを原則としま  
す。

りょうきかん かげつ ねんみまん  
○ 利用期間は3ヶ月から1年未満とします。

ほうもんしえん につてい じかん えん かつどう あ けつてい  
○ 訪問支援の日程や時間は、園の活動に合わせて決定しま  
す。

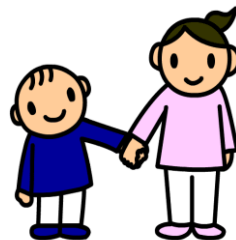
えん しゅうだんせいいかつ てきおう む かんきょうちょうせい かか  
○ 園での集団生活の適応に向けて、環境調整や関わり  
について、共に考えていきます。

こ べつ しえん おこな えん しゅうだんかつどう くわ  
○ 個別に支援を行います。園の集団活動に加わって  
しえん おこな ばあい  
支援を行う場合もあります。

こ じょうきょう あ こべつ ほうもん  
○ 子どもの状況に合わせてオーダーメイド(個別の訪問  
しえんけいかく さくせい せんもんてきしえん と い  
支援計画を作成します)の専門的支援を取り入れながら、  
ほうもんしえんいん かか  
訪問支援員が関わります。

えん しえんないよう こ ようすなど ほごしゃ ほうこく  
○ 園での支援内容や子どもの様子等、保護者にご報告しま  
す。また日頃から取り組める育児についての知識や技術  
も お伝えします。

ひつよう おう せんもんい かんけいきかん れんらく しえん  
○ 必要に応じて、専門医や関係機関と連絡を取り、支援を  
すすめていきます。



## ほうもんしえん う 訪問支援を受けるためには

ほごしゃ えん ほいくしょとうほうもんしえん りょうきぼう つたえ、  
〈保護者〉 園に保育所等訪問支援の利用希望を伝え、  
ごさうだん う え  
ご相談の上、了承を得る

ほごしゃ 《園》 じどうはつたつしえん じどうはつたつしえんかんり  
〈保護者〉《園》 児童発達支援センター児童発達支援管理  
せきにんしゃ ほいくしょとうほうもんしえん いらい もうじ  
責任者に保育所等訪問支援を依頼・申込み

にじ ほごしゃ えん  
〈虹〉 保護者・園それぞれからの聞き取り(相談)

りょうじゅりしんさかいぎ  
利用受理審査会議

ほごしゃ りょうけつてい う しじょう ふくしか しきゅうしんせい  
〈保護者〉 利用決定を受け、市障がい福祉課へ支給申請

けいかくさうだん しょうがいじしえんりょうけいかくあんさくせい  
〈計画相談〉 障害児支援利用計画案作成

しじょう ふくしか しきゅうけつてい じきゅうしやしじょうはつこう  
〈市障がい福祉課〉 支給決定・受給者証発行

けいやく ほうもんしえんけいかくさくせい ほごしゃ えん にじ ごうい  
契約、訪問支援計画作成(保護者・園・虹で合意)

にじ ほうもんしえんけいかく そ えん ちょうせいご ほうもんかいし  
〈虹〉 訪問支援計画に沿って園と調整後、訪問開始

りょうじょうきょう ばあい ほうもんしえんかいし  
※利用状況により、場合によっては訪問支援開始を

えんき ばあい ごりょうしゅう  
延期いただく場合がありますので、ご了承ください。